



<報道発表資料>

令和 8 年 2 月 8 日  
京都市選挙管理委員会事務局  
西京区選挙管理委員会事務局

## 西京区における投票用紙の誤交付について

令和 8 年 2 月 8 日（日）執行の衆議院議員総選挙において、西京区の期日前投票所で投票用紙の誤交付が発生しました。

### 1 経過

- (1) 2 月 1 日（日）に、双子のうち A（令和 7 年 3 月に転出済みのため選挙権なし）が、西京区期日前投票所（西京区役所）を訪れた。
- (2) 「期日前投票宣誓書」に記載された氏名の確認が不十分であったため、双子のうち B（選挙権あり）と誤認して投票用紙を交付し、双子のうち A は投票を済ませた。
- (3) 2 月 8 日（日）に、双子のうち B が西京区の当日投票所を訪れた。
- (4) 受付システムで「投票済み」となっていることから、期日前投票所での誤交付が発覚。
- (5) 原因が判明したため、双子のうち B は投票を済ませた。

### 2 対応

- (1) 期日前投票所で誤交付した双子のうち A の投票用紙は、回収不可能なため、有効票として扱う。
- (2) 双子のうち B に対しては、その場で説明の上、上記のとおり投票を済ませた。
- (3) 本事例を各区選挙管理委員会事務局に共有するとともに、「期日前投票宣誓書」に記載された氏名の確認を徹底し、再発防止に努める。

<お問合せ先>

京都市選挙管理委員会事務局

電話：075-222-3589